

大阪市里親会会則（改正）

第 1 条（名称）

本会の名称を大阪市里親会という。

第 2 条（事務局）

本会の事務局を大阪市こども相談センター内におく。

第 3 条（目的）

本会は里親同士が相携えて、受託児童の養育をはかり、里親制度の損保発展に資することを目的とする。

第 4 条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 受託児童の養護、教育、その他に関する研究、意見の交換、参考資料の収集、作成、配布、機関誌の発行
- ② 里親制度の普及及び開拓の努力
- ③ こども相談センター及びその他の機関、団体等との連絡、意見の具申
- ④ その他本会の目的達成のための必要な事業

第 5 条（会員）

本会は次の会員から成る。

- ① 正会員（登録里親及び養子縁組里親）
- ② 賛助会員（本会の目的に賛同し援助する者）

第 6 条（役員）

1. 本会に次の役員をおく。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 2～3名
 - ③ 理事 若干名
 - ④ 会計幹事 1名
 - ⑤ 監事 1名
2. 本会に名誉会長と相談役をおくことができる。

第 7 条（役員選出）

1. 理事及び監事は会員の互選とする。
2. 会長、副会長及び会計幹事は理事の中より理事会において選出し、総会の承認を受く。
3. 名誉会長及び相談役は理事会において推薦する。
4. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
5. 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条（職務）

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計幹事は会長の証人を経て経理一切を行う。
4. 監事は本会の事業執行及び経理を監査する。

第 9 条（顧問等）

1. 本会には顧問及び参与若干名おくことができる。

2. 顧問は本会の業務について会長の諮問に応ずる。

3. 参与は会務の運用に参加する。

第 10 条 (会議)

1. 本会の会議は総会及び理事会とする。

2. 総会は毎年 1 回以上開催し、会長がこれを招集する。

3. 総会は出席全員をもって構成し、その議事を開き議決をなす。

4. 総会の議事はこの会則に特別の定めがある場合のほか、過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5. 総会にはこの会則に規するもののほか、事業計画、事業報告、予算、財産の処分その他重要事項を附議する。

第 11 条 (理事会)

1. 理事会は理事をもって構成し本会の業務を決定する。但し日常軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は会長が招集し、会長又は副会長がその議長となる。

3. 理事会は理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をなすことができない。

4. 理事会の議事はこの会則に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 12 条 (会計)

1. 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他をもってあてる。

2. 正会員の年会費は、前年度委託会員は 7,000 円、前年度未委託会員は 4,000 とする。

第 13 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 14 条 (表彰)

本会会員の表彰に関する事項は、別に定める。

第 15 条 (慶弔)

本会会員等の慶弔に関する事項は、別に定める。

第 16 条 (変更・解散)

この会則を変更し又は本会を解散しようとする時は、理事の 3 分の 2 以上の同意を得た後、総会の承認を受けなければならない。

附則

1. 本会則は昭和 32 年 8 月 31 日より実施する。(会結成 32. 8. 30)

2. 本会則は昭和 44 年 6 月 21 日に改正実施する。

3. 本会則は平成元年 5 月 28 日に一部改正実施する。

4. 本会則は平成 11 年 5 月 23 日に一部改正実施する。(第 2 条、第 6 条、第 11 条—2、第 12 条—2)

5. 本会則は平成 15 年 5 月 25 日に一部改正実施する。(第 2 条、第 3 条、第 4 条②、第 5 条①)

6. 本会則は平成 18 年 5 月 21 日に一部改正実施する。(第 2 条、第 3 条、第 4 条②、第 5 条①)

7. 本会則は平成 21 年 6 月 7 日に一部改正実施する。(第 12 条—2)

8. 本会則は平成 23 年 6 月 10 日に一部改正実施する。(第 2 条、第 4 条③)

9. 本会則は平成 28 年度 4 月 27 日に一部改正実施する（第 12 条—2）